

平成 26 年

第 2 回市議会定例会 議案第 5 号

函館市特別会計条例の一部改正について

函館市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特別会計条例の一部を改正する条例

函館市特別会計条例（昭和 39 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を次のように改める。

(7) 函館市発電事業特別会計 風力発電事業および太陽光発電事業
附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第 1 条第 7 号に規定する函館市風力発電事業特別会計に係る平成 26 年度の予算ならびに収入および支出については、改正後の第 1 条第 7 号に規定する函館市発電事業特別会計に係る同年度の予算ならびに収入および支出とする。

（提案理由）

函館市風力発電事業特別会計の名称を函館市発電事業特別会計に改め、および同会計の設置の目的に太陽光発電事業を加えるため